

戊申歲田川郡增川の沙料十一ヶ村私領十
にヶ村と羽黒山手向村郡山境幸福寺裁
許状も飽海郡の裁見（も地面に五割の
又云田川郡なり事明白なり二郡の地勢
田川郡ハ東南よりして山よりあがり飽海郡ハ
西北よりあがりて海よりあがり且月山の飽海郡
をもちり事に五里より及べり羽黒ハ月山
の下よりして山嶺なり強て羽黒を飽海郡
といふ延喜式三代実録の内羽黒神社と
括を（さる）武部の神と是をいひん歎

——其事なり壬代の年代記或ハ武江根
津社常陽山城本幡神を羽黒を倉稻魂
命と——或ハ大為忌神社といふ羽黒ハ
田川郡よりして伊豆波神社なる事を知
さるり也（かり上付もい）（もあとも皇神
子祭るる二社の月玉依姫ハ伊豆波神社ハ
——て後ハ本羽黒ハ後——又今の羽黒（後）
羽黒権現と稱——ともより伊豆波の号を
括せりと見（さる）二神ハ昔の合する後世に
向是は二ヶ所ハ後——態那之権現なり